

平成二十三年五月二十三日提出
質問第一九四号

外国による我が国領空、領海及び領土の侵犯に関する質問主意書

提出者 秋葉 賢也

外国による我が国領空、領海及び領土の侵犯に関する質問主意書

本年四月、防衛省統合幕僚監部は、航空自衛隊機による平成二十二年度の緊急発進（スクランブル）実施状況を発表し、領空侵犯こそなかったものの、発進回数の総数は平成四年度以降で最も多い三百八十六回に上ったことが明らかになった。また、海上保安庁が同年五月に発行した「海上保安レポート2011」によれば、昨年九月七日に発生した尖閣諸島沖での我が国領海内における巡視船と中国漁船の接触事件以後も、本年三月末までの間に十七件の中国漁業監視船による同諸島周辺海域への接近事案が確認されている。さらに、中国や台湾の民間団体による尖閣諸島への上陸計画も度々明らかになるなど、我が国の領空、領海及び領土は、関係当局の昼夜を問わない警戒監視の下にありながらも、絶えず外国勢力からの主権の侵犯という懸念すべき脅威に晒されている。

右を踏まえ、以下質問する。

一 平成十三年以降本年四月末までの間、外国機が、我が国の領空を侵犯した件数、及び航空自衛隊機による緊急発進の回数を年度別、国・地域別に明らかにされたい。

二 平成十三年以降本年四月末までの間、外国船舶が、我が国の領海を侵犯した件数、及び接続水域内に侵

入した件数を年度別、国・地域別に明らかにされたい。なお、当該記述での領海の侵犯とは、外国船舶が尖閣諸島等の領有権に関する独自の主張を行うことを目的として我が国領海内に侵入した事案、又は、我が国領海内において違法操業している外国漁船に対して退去警告を行い、領海外に退去させた事案とする。

三 平成十三年以降本年四月末までの間、我が国政府が領土問題が存在すると認識する北方領土及び竹島以外の我が国領土において、その領有権をめぐり、外国国民が、独自の主張を行うことを目的として不法に上陸した件数を年度別、国・地域別に明らかにされたい。

四 一から三で明らかになった年度別、国別の件数を踏まえ、政府は、各国がいかなる外交戦略あるいは軍事戦略の下で、当該侵犯・接近事案を起こしたと分析しているか。とりわけ、前出の防衛省統合幕僚監部の資料で明らかのように、航空自衛隊機による緊急発進回数が、近年に比して著しく急増している状況を政府はどのように分析しているのか。そして今後いかに対策の強化を図るべきか政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。